

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
93	B 地方に対する規制緩和	11 その他	国立印刷局で集中的に作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討を行うこと	国立印刷局で集中作成された旅券の交付について、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。	【現行制度について】 旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施しており、現在は申請・交付ともに窓口に出頭しなければならない。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身分頁を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予定。 【支障事例・制度改正の必要性】 毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。(当県の場合、令和3年度の未交付失効件数が14件、督促件数がハガキ187件・電話57件の計244件。) 電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはなく、国立印刷局において集中作成することで、申請から交付までの標準処理期間が6日から8日程度に延長されることを見込んでいる(国立印刷局から都道府県への発送に概ね1日、届いた旅券の安全・仕分・確認作業に概ね1日、計2日程度)が、これは各都道府県がこれまで取り組んできた交付日数の短縮化に逆行し、行政サービスが低下することになり、申請者に不利益が生じる。 旅券発給業務の集約化により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。	旅券法第3条、第8条第1項	外務省	福島県、栃木県、群馬県、岐阜県			埼玉県、神奈川県、岡山県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	○毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。国立印刷局において集中作成することで、申請から交付までの標準処理期間が2日程度延長される可能性があり、行政サービスが低下し、申請者に不利益が生じる恐れがある。集中作成方式の導入により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。 ○当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、国立印刷局で集中作成された旅券の交付は、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するなど、現行制度を見直ししてほしい。【参考】令和3年度未交付失効件数9件、督促ハガキ送付数60件 ○当県において、現状の対面交付を維持したまま、旅券の集中作成が導入されると、国(印刷局)から都道府県に配送するまでに1日、都道府県での仕分・検査・市町村への発送で1日、市町村での検査に1日要し、計3日は標準処理期間を延ばす必要があると想定される。電子申請を導入しても、受取時の出頭が必須であると申請者の利便性向上が限定的なものになるうえ、交付までの期間が長くなることは申請者からの理解は得られにくい。集中作成方式の導入により、申請から交付までの期間を延ばさざるを得ないとしても、個別配送交付による利便性向上を図られたい。	旅券の個別配送については、令和4年6月7日閣議決定の「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にあるとおり、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした導入を検討しているところである。右検討にあたっては、都道府県の意見を踏まえることとする。	旅券の個別配送については、令和元年7月4日に開催された「令和元年度北海道・東北ブロック旅券事務担当者会議」にて、外務省から導入検討の情報提供があつて以来、相当の期間が経過している。 国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、「制度改正による効果」に認識したとおり、申請者と都道府県窓口双方に大きなメリットがあることから、早急に要件やシステム構築、制度設計をしていただき、都道府県の意見を反映できるように早めの情報提供をお願いしたい。
131	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めること、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなること	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の策定を法律で求めること、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなること	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、取扱い基本方針の策定について規定する必要がある。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。) また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。 このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直し行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)	外務省、文部科学省	広島県、宮城県、全国各地地方知事会		仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県	○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考え、日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。 ○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定であり、市町村の総合計画に位置付けているのみの自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。	日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。 同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。 (参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号) (地方公共団体の基本的な方針) 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。 他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体として日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。	いわゆる議員立法で成立した経緯は承知しているが、計画策定への負担軽減、実務推進への注力を目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。 また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体が関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。 なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていたいただきたい。	

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【埼玉県】 実務を担う都道府県との緊密なコミュニケーションを図るとともに、集中作成方式と個別配送は同時に導入されることを強く希望する。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		旅券の配送交付については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提としており、その検討にあたっては、定期的に実施している都道府県との意見交換会等を利用し、旅券事務への影響等について、都道府県の意見を丁寧に伺いながら、かつ適時に情報提供しながら、行っていく。	5【外務省】 (1)旅券法(昭26法267) (2)一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送交付について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	旅券の配送交付については、引き続き実現の可能性を検討する。	引き続き実現の可能性を検討中。	旅券の申請者本人への安全かつ確実な交付に必要な制度等について調査・検討中である。	配送交付については本人への安全かつ確実な旅券の交付の維持を前提とし、今後の技術の発展やインフラ整備等を踏まえながら、引き続き検討を行っている。
—	【全国知事会】 計画等において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一体として方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により1つの方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。 文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独での方針策定を求めるのではなく、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。 国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。	地方公共団体における日本語教育の推進に係る取組の進捗は、地域によって大きく異なるのが現状で、令和元年の日本語教育の推進に関する法律の制定及び令和2年の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定を踏まえて、地方公共団体における体制の整備や基本的な方針の検討が始まったばかりである。 このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な見通しを持った取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。 その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討してまいりたいと考えている。 また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な関連する計画や方針と一体として方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により1つの方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。 文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独での方針策定を求めるのではなく、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。 国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。	5【外務省(2)】【文部科学省(18)】 日本語教育の推進に関する法律(令元法48) 日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することによって対応が可能であること、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目 文化審議会国語分科会報告、研修会、通知	令和5年3月	・提案募集検討専門部会からの指摘を踏まえ、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、専門部会からの指摘を報告の上、地方公共団体における柔軟な対応について審議を行い、方向性を提示した。 ・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修(令和4年12月26日)において、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日 閣議決定)の該当部分と共に、上記の小委員会の審議内容について紹介した。 ・「地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について(令和5年3月10日事務連絡)」において、上記の小委員会の審議内容を引用し、柔軟な対応が可能な旨を再度周知した。 ・都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議(令和5年3月14日)において、上記の小委員会の審議内容や事務連絡について紹介し、再度周知した。	
					2ポツ目 検討中	おおむね5年ごとに検討を加えるとしている「日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針」の次回の見直しまでに結論を得る。	地方公共団体における基本的な方針に係る事務の実態等についてフォローアップを行い、日本語教育の推進に関する国の基本的な方針の次回の見直しの際に、必要な措置を講ずることとした。	都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修(令和4年12月26日)、都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議(令和5年3月14日)、地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について(令和5年3月10日事務連絡)による周知を踏まえ、地方公共団体における基本的な方針の策定状況等について、令和5年度中にフォローアップを行う。